

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

### 静岡県条例第26号

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(場所の提供及び周旋の禁止)</p> <p><b>第15条</b> 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してされ、又は青少年がこれらの行為を知つて、その場所の提供又は周旋をしてはならない。</p> <p>(1) <u>淫行</u>又はわいせつ行為</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>とばく</u>行為</p> <p>(7) <u>麻薬、覚せい剤又は大麻</u>を使用する行為</p> <p>(8) (略)</p> <p>(インターネット上の情報利用等に係る保護者、事業者等の努力義務)</p> <p><b>第16条の3</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u>（平成13年法律第137号）<u>第2条第3号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により阻害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するように努めなければならない。</p>	<p>(場所の提供及び周旋の禁止)</p> <p><b>第15条</b> 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してされ、又は青少年がこれらの行為を知つて、その場所の提供又は周旋をしてはならない。</p> <p>(1) <u>淫行</u>又はわいせつ行為</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>賭博</u>行為</p> <p>(7) <u>麻薬又は覚醒剤</u>を使用する行為</p> <p>(8) (略)</p> <p>(インターネット上の情報利用等に係る保護者、事業者等の努力義務)</p> <p><b>第16条の3</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u>（平成13年法律第137号）<u>第2条第4号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により阻害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するように努めなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例中第15条の改正は公布の日から、第16条の3第3項の改正は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日から施行する。